

興津川水系河川整備基本方針

平成 12 年 11 月

静 岡 県

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域の現状

1) 流域の概要

興津川は、その源を清水市の山梨県境の田代峠に発し、黒川、中河内川、布沢川などの支川を併せながら駿河湾に注ぐ二級河川である。流域は、清水市の両河内、小島、興津の三地区にまたがり流域面積は約 120km²、幹川流路延長は約 22km である。

流域は東西に短く南北に長い形状をしており、大部分が山地である。特に流域の西、北、東は急峻な山稜で囲まれている。西には青笹山(1,557m)、真富士山(1,342m)、竜爪山(薬師岳 1,050m、文珠岳 1,041m)、高山(836m)などが南北に連なり、北には青笹山から東に 1,000m 級の山が並び、東には浜石岳(707m)から薩峠への稜線が続く。平地は少なく興津川とその支流に谷底平地があるが幅は狭く両側は急峻な谷壁斜面と段丘崖となっている。

真富士山～薬師岳～文珠岳の山列は、フォッサマグナ(糸魚川～静岡構造線)の西側に噴出したアルカリ玄武岩類から成り、流域中央部は小河内層群と呼ばれる砂岩シルト岩から成る。また、流域の北部及び東部には礫岩層が現れている。河川沿いの低地は礫質堆積物および泥砂礫互層となっている。

流域は静岡県中部地方に属し、中部山岳の南側に当たるため、駿河湾の影響を受けて、極めて気候が温暖で年平均気温は 16 前後である。冬季は日照時間が年平均値よりも多いこともあって、平均気温も 8 程度と温暖である。夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。年平均降水量は 2300mm 程度であり、上流の山地側の降水量が多い。月別では 6 月、7 月、9 月などに降水量が多く、冬季の 12 月、1 月には少ない。150 ミリ以上の日降水量をもたらした大雨は主として 6 月から 9 月にかけて起こっており、台風によるもの、本州の南岸や南の海上を通る低気圧によるもの、日本海を通る低気圧によるものが多い。

興津川沿川の低地や山腹の大部分は、杉・檜の植林やみかん園、茶園によって占められており自然林の残存は少ないが、人の利用が及ばない急峻な斜面地などには、この地域に発達するカシ類にケヤキを交えた本来の常緑広葉樹林帯を代表するような自然植生がわずかながら残存している。二次林としては、シイ、カシ類の常緑広葉樹萌芽林やコナラ、イヌシデの優占する落葉広葉樹林が代表的なものである。

興津川流域の生物として、哺乳類は 11 科 16 種が確認されており、鳥類は清流興津川のシンボルとされているヤマセミ等 35 科 104 種が確認されている。また、魚類はアユやオイカワをはじめとして 7 目 15 科 42 種が確認されている。

興津川流域の人口は約 26,000 人で、清水市の約 10%を占める。産業については産業従業者数でみると第 1 次、第 2 次産業に従事する人口が多いほか、農業では茶と温州みかんが盛んで全作付け面積の 80%以上を占める。興津川流域は、東海道本線、新幹線、国道 1 号、東名高速道路等の太平洋ベルト地帯の基幹をなす交通網が河口域に集中しているのに加え、国家的プロジェクト（第二東名自動車道や中部横断自動車道）が計画されており将来の清水市発展の重要な役割を担う地域である。

一方、興津川は清水市民 24 万人の水道水源の約 90%を占め、重要な役割を果たしているほか、市民のレクリエーションの場、自然学習の場としても利用され、特に東日本で最も早くアユが解禁される川として有名でアユ釣りのメッカとして多くの釣り人に親しまれている。

また、興津川の河川環境を適切に保全し、より良い環境を形成していくことが清水市にとって特に重要であるとの認識から、平成 5 年 10 月に「清水市興津川の保全に関する条例」が施行されている。

2) 治水事業の沿革と現状

興津川水系のこれまでの著名な洪水被害としては、古く安政 6 年(1859)に記録が残るほか、昭和 25 年 6 月の梅雨前線の影響による中河内川沿川の被害、昭和 34 年 8 月、昭和 49 年 7 月、昭和 54 年 10 月、平成 3 年 8,9 月の台風による被害がある。

昭和 54 年の洪水では、清水市高瀬^{たがせ}地区、左支川中河内川合流点付近において氾濫し、浸水面積 10ha、浸水家屋 60 戸にのぼる多大な被害となった。

興津川下流部は興津漁港にも近く、古くから市街地が発達していることや、東海道新幹線、東名高速道路や国道一号等の交通網が集中していることを踏まえ、昭和 53 年度より河口部 950m において津波対策堤防、護岸等の改修事業を実施し、昭和 56 年度に完成している。

一方、昭和 54 年 10 月の台風 20 号による被害を契機として、昭和 57 年度に中河内川合流点付近 485m について中河内川合流形状の是正、取水堰のきり下げ等を実施するとともに、中河内川 9,298m において護岸工等の河川改修を昭和 54 年から 57 年まで実施した。

3) 河川の利用

興津川水系全体では許可水利として水道用水 1.45m³/s があるほか、農業用水として約 130ha に及ぶ耕地のかんがい^{かんがい}に利用されており、このうち約 14ha(0.08m³/s)が許可水利となっている。

下流部の清水市上水道取水地点では、湯水流量が水利権量を下回っているが、水資源開発や流水の正常な機能を維持するためのダムがないため、たびたび湯水問題が生じている。

河川空間の利用としては、流域住民の身近な空間として、高水敷等に河川緑地や運動場が広範囲に存在し、日常の散策や、釣り、伝統行事、イベントなどに利用されているほか、多くのキャンプ場が河川敷に設置され市民の人気を集めている。また、興津川は、アユ釣りの解禁が東日本で最も早い(5月20日)ことで知られ、期間中には全国からやってくる釣り客でにぎわう。

4) 河川環境

承元寺地点しょうげんじにおける最近10カ年の平均低水流量は約 $2.9\text{m}^3/\text{s}$ (比流量 $2.6\text{m}^3/\text{s}/100\text{km}^2$)、同じく平均濁水流量は約 $1.2\text{m}^3/\text{s}$ (比流量 $1.1\text{m}^3/\text{s}/100\text{km}^2$)であり、全国的に見ても良好な流況を示しているが、下流部では水道取水により流況が悪化している状況にある。

水質は、BOD75%値でみると、上流側の八幡橋やはたでは最近5ヶ年の平均は約 $1.3\text{mg}/\text{l}$ であり、環境基準値の $\text{BOD}2\text{mg}/\text{l}$ (A類型)を満たしている。一方、下流部では都市化が進み、浦安橋うらやすでは最近5ヶ年の平均値が $2.4\text{mg}/\text{l}$ であるが、環境基準値の $\text{BOD}3\text{mg}/\text{l}$ (B類型)は満たしている。両地点とも経年変化はあるものの、ほぼ環境基準値以下で推移している。

自然環境としては、アユの産卵場が中流から下流にかけて分布しているほか、中流部には清流のシンボルとされるヤマセミが広く生息するなど、興津川は生物にとって良好な生息・生育環境を提供している。しかし、下流部の流況悪化、河川横断工作物による魚類の遡上、降下の阻害、瀬・淵の減少など、生物の生息・生育環境の保全・整備が重要な課題となっている。

5) 住民との関わり

興津川が清水市民にとって優れた環境を有していることから、これらを保全し、よりよい環境を整備していくため、平成5年に「清水市興津川の保全に関する条例」が可決、施行された。さらに平成6年には「興津川保全基金」が設立された。また、市民全体で興津川の保全活動を行っていくために、市民や様々な団体の参加により平成6年には興津川保全市民会議が発足し、行政と市民・企業・団体が一体となって活動を行っている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1) 河川整備の基本理念

興津川は、過去から度々災害を繰り返し、沿川住民の生活を脅かしてきた。一方で、アユやヤマセミに代表されるように豊かな自然環境を有するとともに、流域の人々の生活と深い係わりを持つ「ふるさとの川」として親しまれている。

このような興津川の特性を踏まえ、今後の河川整備の理念を以下に掲げることとする。

・ 安心して暮らせる川づくり

興津川流域は、静岡県の主要都市清水市を流域に含み、また太平洋ベルト地帯の交通網の要所として、社会的な重要性は今後も一層増していくことと予想される。このため、河積の拡大等を実施し、さらに治水安全度を向上させ、安全な地域の社会基盤の形成を図る。また、流域内の均衡ある発展のため、支川流域についても洪水対策を推進し、「地域住民が安心して暮らせる川」づくりを目指す。

・ アユとヤマセミの清流を目指した川づくり

興津川は、清水市の水道用水の水源としてかけがいのない川であるとともに、清らかな流れを有し、アユやヤマセミに代表される動植物の良好な生息・生育の場となっている。このため、今後も豊かな自然環境を興津川の象徴である「アユとヤマセミの清流」として守り育み、後世に継承する。

・ 地域の生活と文化を支える川づくり

興津川は、豊かな自然景観と一体となった「ふるさとの川」として親しまれ、多くの人々を引きつける魅力をそなえている。そのため、「ふるさとの川」として美しい潤いに満ちた河川景観、水辺空間の保全・創出を図るとともに、健全な水循環を確保し、水利用と河川環境の調和のとれた川づくりを目指す。

2) 基本方針

興津川河川整備の3つの理念を踏まえ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、興津川が静岡県の主要都市清水市を貫流する上、下流部は太平洋ベルト地帯の基幹をなす交通網が集中している重要地域であることから、既往の洪水と河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ県内の他河川とのバランスを考慮し、興津川流域において大きな被害を発生させた昭和54年10月洪水や、昭和28年以降、最大日雨量を記録した昭和58年8月洪水を上回る、概ね50年に1度の確率で発生する規模の洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目指すものとする。

また、津波被害の防除等、地震防災にも配慮する。

さらに関係機関や地域住民と連携して、災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等水防体制の強化を働きかけるなど総合的な被害軽減対策を推進する。

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全に関する事項

興津川の流量や流水の占用、動植物の保護、流水の清潔の保持、景観等を考慮し、水資源の開発及び合理的な水利用の促進を図る等、河川水の適正な利用と流水の正常な機能の維持に努める。また、多様で豊かな自然環境との調和を図りながら、適正な河川空間利用を誘導し、豊かな河川環境とふれあえる水辺空間の保全・創出に努める。

また、アユ、アユカケ等の生息する多様性に富んだ生態系の生息・生育環境の保全・復元のため、魚道の整備や瀬・淵の保全、水辺の樹木の保全等を図る。

なお、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全には、流域全体での取り組みが重要なことから、関係機関や流域住民の協力のもとに、小川等の保全を始めとして、森林の適正な管理、下水道整備、節水型の地域づくり等を働きかけていくものとする。

河川の維持管理に関する事項

災害の発生防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から総合的に判断し、川の365日を対象として日々の管理を関係自治体や地域住民と連携して適切に行う。

地域との連携と地域発展に関する事項

流域自治体のまちづくりに関する計画や環境に関する施策との連携を図るとともに、住民参加等により、地域の声を河川整備に反映させ、川を通じた地域の個性の創出と地域発展を目指す。

また、沿川の自然、歴史、文化施設や学校、公園、緑地等と一体的に利用でき、世代を越えた人々の心の交流の場、自然体験の場とするなど、人と地域に活力を与え地域発展に寄与することを目指す。

2 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、概ね50年に1度程度発生すると想定される降雨による洪水を対象として、基準地点興津において $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
興津川	興津 (0.3k)	1,500	1,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は基準地点興津において、基本高水流量のピーク流量と同じ $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	摘要
興津川	興津	0.3	3.45	170	

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

興津川水系全体における既得水利としては、水道用水として 1.45 m³/s の許可水利がある。その他、農業用水として約 130ha のかんがいに利用され、このうち約 14ha(0.08 m³/s)が許可水利となっている。

これに対し、承元寺地点における最近 10 カ年の平均湯水流量は約 1.2 m³/s、平均低水流量は約 2.9 m³/s であり、興津川上中流部は比較的流量が豊かである。しかしながら、下流部では利水の状況から流況が悪化しやすい状況にある。

流水の正常な機能を維持するための流量は、今後さらに、流況等の河川の状況の把握を行い、流水の占用、動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持、景観等の観点から調査検討を行った上で設定するものとする。

(5) 流域図

